

○防衛省告示第 号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十二条第一項の規定に基づき、平成十一年防衛庁告示第四十九号（自衛隊が管理する飛行場等を国の航空機以外の航空機が使用する場合の使用料の額の特例）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。施行日前に課した、又は課すべきであつた着陸料については、なお従前の例によることとする。

平成三十年 月 日

防衛大臣 小野寺五典

本則ただし書中「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に、「及び第五号」を「から第七号まで」に、「航空機であつて、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省に指定された空港に着陸するもの」を「航空機（第四号及び第五号に掲げる航空機にあつては、空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた優れた取組が行われているものとして国土交通省

に指定された空港（以下「指定空港」という。）に着陸するものに限る。」に改める。

本則第一号及び第二号中「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで」に、「第五号」を「第七号」に改め、同第三号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日」に改め、「第五号」の次に「及び第七号」を加え、同第四号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「取組」を「一年以下の取組」に改め、「」に限る」の次に「。第六号において同じ」を加え、「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」を「平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで」に改め、同第五号中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十一年三月三十一日」に、「取組」を「一年以下の取組」に改める。

本則に次の二号を加える。

六 平成二十九年九月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた一年を超える取組についての届出があつた指定空港に着陸する航空機のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当

該航空機の一月間の運航回数が基準期間（当該航空機に係る国際路線が拡大した日（平成二十九年三月二十六日以後の日に限る。）の属する月前の直近の継続した十二月間。次号において同じ。）の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。） 二
十分の七

七 平成二十九年九月一日から平成三十一年三月三十一日までの間、空港法第十四条に規定する協議会の構成員その他の関係者による国際路線の拡大に向けた一年を超える取組についての届出があつた指定空港に着陸する航空機であつて、他人の需要に応じ、有償で旅客の運送を行うもの（国際旅客チャーター便に限る。）のうち、使用料告示二の規定により一月分を取りまとめて支払うこととされた者に係る当該航空機の一月間の運航回数が基準期間の同月における運航回数よりも増加する場合における当該増加分に相当するもの（当該取組に係るものに限る。） 四分の一